

議案第16号

上尾市文化財調査専門員設置規則の制定について
上尾市文化財調査専門員設置規則を次のように定める。

平成26年3月27日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市文化財調査専門員設置規則

(設置)

第1条 文化財の専門的事項を調査するため、上尾市文化財保護条例（平成18年上尾市条例8号）第4条第2項の規定に基づき上尾市文化財調査専門員（以下「調査専門員」という。）を置く。

(職務)

第2条 調査専門員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 文化財の調査に関すること。
- (2) 文化財の保存、保護及び活用に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

(定数)

第3条 調査専門員の定数は、6人以内とする。

(身分)

第4条 調査専門員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定による非常勤の特別職とする。

(委嘱)

第5条 調査専門員は文化財に関する専門的知識又は実務経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第6条 調査専門員の任期は、1年とする。ただし、調査専門員が欠けた場合の補欠の調査専門員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 調査専門員は、再任されることができる。

(勤務)

第7条 調査専門員の勤務日は、週4日以内とし、その勤務日の割振りは、教育総務部生涯学習課長（以下「課長」という。）が定める。

(服務)

第8条 調査専門員は、課長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従わなければならない。

2 調査専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

3 調査専門員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

4 調査専門員は、その職務上の地位を特定の目的のために利用してはならない。

(報告)

第9条 調査専門員は、その職務における活動の状況を記録し、課長に報告しなければならない。

2 教育委員会は、必要があると認めるときは、課長に対し、調査専門員の活動状況等について報告を求めることができる。

(退職)

第10条 調査専門員は、自己の都合によりその任期中に退職しようとする場合は、退職しようとする日の1月前までに教育委員会に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(解嘱)

第11条 調査専門員が次の各号のいずれかに該当する場合には、教育委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、これを解嘱することができる。

(1) 服務に違反し、又は職務を怠った場合

(2) 調査専門員としてふさわしくない非行のあった場合

(3) 勤務実績が良くない場合

(4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(5) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(その他)

第 1 2 条 この規則に定めるもののほか、調査専門員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

文化財の専門的事項を調査するため、上尾市文化財保護条例第 4 条第 2 項の規定に基づき設置する「上尾市文化財調査専門員」について、職務の内容、勤務の条件等を定めたいので、この案を提出する。